

国際郵便ネットワークへの参入をめぐる国際関係

——日米郵便交換条約締結・万国郵便連合加盟をめぐって——

小風 秀雅

はじめに

1. 郵便交換条約をめぐる日米関係

幕末維新期の国際郵便

日米郵便交換条約の締結

2. イギリスとの交渉

郵便交換条約に対するイギリスの姿勢

ダービーとマーシャル —条約改正への足がかり

3. 国際郵便輸送をめぐる日英関係

上海航路の開設と上海郵便局の設置

イギリスの対抗措置

4. 万国郵便連合加盟

二国間条約から多国間条約へ

加盟の実現

在日英仏郵便局の廃止

おわりに

はじめに

本稿の目的は、岩倉使節団の日米交渉を機に一八七二年にアメリカ側から提案され翌年に締結された日米郵便交換条約に始まり一八七七年の万国郵便連合加盟に至る国際郵便交換ネットワークへの参加の外交交渉過程を明らかにすることにより、岩倉使節団以後、井上馨の条約改正交渉以前における日本の国権回復のプロセスの一端を解明しようとするものである。

日本が欧米と対等な近代国家であることを国際社会に承認させることは、維新の目標であり、そのことは五か条の御誓文に記された「開国和親」、「公議輿論」、廃藩置県の詔に明記された「万国対峙」などの

国是に示された。とくに万国対峙は、日本が独立国として自立する意志を示した国是で、国権回復は至上命題であった。

しかし不平等条約体制は、一九世紀に成立した東アジア全体を覆う国際システムであり、不平等条約が文明国と半文明国との間に結ばれる以上、条約改正には半文明国からの脱却が必要であった。

一八七三年における日米郵便交換条約の締結は、日本の居留地に存在する外国郵便局という欧米列強の官庁を廃止させたという意味で、国権回復の出発点になった。これをステップとして七七年には、欧米先進国を主メンバーとする万国郵便連合¹⁾への加盟を果たしたのである。

また、イギリスとアメリカでは対日政策が対照的であったことは周知の通りであるが、その違いは、日本の近代化に対する評価の違い、とくにイギリスの否定的評価に起因する。その両者の違いを鮮明にしてみせたのが、岩倉使節団の米欧歴訪と並行して進められた郵便交換条約をめぐる外交交渉であった。この時期、万国郵便連合の設立など、国際的な郵便交換業務が実現し、通信連絡におけるグローバル化が加速していたが、アメリカが日米郵便交換条約の締結²⁾によって、日本との間に「同基対等³⁾」な条約関係を樹立したのに対して、イギリスは日本の近代化が皮相的なものであるとして門前払いしたのであった。しかしそうしたイギリスの姿勢は、ドイツの支援によって万国郵便連合への日本の加盟が実現したことにより打破され、グローバルな通信網の整備を目指した多国間条約機構への参加という形で、日本の近代化

をアピールし、条約改正交渉へのステップとなったのである。

筆者はこれまで日米郵便交換条約や万国郵便連合について幾度か論じてきたが、いづれも部分的な言及に止まり、全体像を示していない。本稿では拙稿を踏まえつつ、大幅に加筆修正を加えて全体像を提示したい。

1. 郵便交換条約をめぐる日米関係

幕末維新期の国際郵便

万国郵便連合設立以前において、国際郵便網を形成するには、二国間で郵便交換条約を結ぶ必要があったが、欧米諸国は、確実な配達や信書の秘密維持の信頼性に問題があるため、非ヨーロッパ地域とは結ばず、自国の勢力圏には、自前で郵便輸送網を構築した。フランス、イギリス、アメリカは、幕末維新期に横浜（英、米、仏⁴⁾、長崎（英、米）、神戸（英、米）、函館（米）の各開港場に相次いで郵便局を設置し、自国の定期汽船会社に多額の郵便補助金を支給して、定期航路を開設させ、定期的な郵便輸送を命じたのである。

郵便補助の目的は、東アジア経営のための定期的な郵便物・旅客輸送の確保であり、自由貿易体制下におけるアジア進出を促進する政治的、経済的效果を期待していたからに他ならない。経済的效果とは、海底電線網の普及とあいまって海外の最新市況および海運情報の入手を容易にしたことである。郵船が輸送する新聞や郵便は、最新市況の

重要な情報源であり、貿易の拡大を促進した。定期海運は、その迅速性と定期性により欧米・アジア間の情報伝達をより緊密化することで、東アジアを世界市場に組み込んでいく東洋経営を支えたのである。こうした国際郵便輸送政策は一八六〇年代にピークに達していた。⁽⁶⁾

しかしこうした郵便輸送システムは、あくまで列強の世界戦略の一環として整備されたものであり、日本との郵便交換は想定しておらず、国内郵便網とは断絶していた。日本の郵便制度が未整備であるため、基本的に政府宛でも含めて日本国内への配達は不可能で、本国に送り返され、送信時には、これらの外国郵便局で各国の切手を貼付して投函しなければならず、宛名も現地語のアルファベットを求められ、開港地以外の利用はほぼ不可能であった。⁽⁸⁾

しかし、こうした状況について、国内の認識は以下のものであった。英仏米ノ政府ヨリ其官員ヲ派出シテ吾疆内ニ巍然タル其郵便局ヲ開設スルモ、看テ英仏米ノ飛脚屋ト做シ、我が収ムヘキ信税一部ヲ彼ノ郵便局ニ納ムルモ、尋常備賃ヲ與ル如ク傲然飛脚賃ヲ拂ウフト唱ヒ、我権内ノ事務ヲ委シテ他邦ノ管掌ニ属付スルモ、恬然之ヲ悟ラサリシハ実ニ浩歎ノ至ナリシ。⁽⁹⁾

この状況に対し、一八七一年に近代的郵便制度が創設されると、駒通頭前島密は七二年三月の郵便規則并差立方規則において、外国郵便の收受に関する仮手続を規定した。送信時には、差出人が封筒を二重にし、上の封筒に国内料金分の日本の切手を貼り、他に外国の料金に

相当する日本切手を添えて「外国郵便差立願」と上書して東京駅通寮宛てに出し、駅通寮が外国の切手を貼って、外国郵便局に送ることとした。「横文字ニテ認兼候者」は横文字の書式を駅通寮に送れば同寮で認める、住所が不明でも国・地名が分かれば取り計らう、とした。⁽¹⁰⁾ また受信時は、大蔵省駅通寮が外国郵便局の私書箱を借り受けて配達不能の郵便物を駅通寮が受け取って国内郵便規則に則って配達するとした。⁽¹¹⁾

外国郵便局側は、日本政府といえども委託されない信書に触れる権利はない、として拒絶したが、前島は数年のうちに郵便交換条約を締結するまでの間の便法である、として認めさせた。交渉中、外国側は「交換条約といふ者は文明国同士が互に同基の権利で以て結ぶべき者」で、条約締結に本国は応じないであろうという反応であった、という。⁽¹²⁾

しかし、海外通信業務を外国郵便局に掌握されていることは、国際通信の自主権が認められていないことを意味していた。国内に外国郵便局が設置されたことに対し、前島は

我国内に外国政府より官衙を設置せられ、我司るべきまた収むべきものを彼に司られたりまた収めらるゝは、軽重の差別こそあれ恰も裁判所を置かれ税関を設けらるゝと同じく、我独立の権利を大に侵害せられたものである。⁽¹³⁾

と、国権の侵害であることを指摘し、「之が恢復を謀るのを本分の最大要事」としたのである。

日米郵便交換条約の締結

こうした状況を打開する郵便交換条約の締結については、一八七二年の岩倉使節団の訪米の折、岩倉使節団に同行してアメリカに帰国中のデ・ロング (C.E. De Long) 駐日公使から、アメリカ郵政省職員のカミュエル・ブライアン (Samuel M. Bryan) が紹介された。¹⁵⁾ 帰任したデ・ロングは、九月九日 (和暦八月七日) に副島外務卿と面会し、「拙者此程本国ニ在リ貴国郵便ノ事充分ナラサルトノ旨貴国人ト御談シ致シ居候、依テハ我郵便官員近々航来ノ積ニ付御雇相成候テモ宜敷哉」¹⁶⁾ と、ブライアンを雇用することを打診した。「郵便ノ事」とは、主に郵便交換条約を意味している。来日したブライアンは、八月二十一日外務省に出頭し、米英その他外国の在日郵便局の切手代金収入の概算 (八六万九八九〇・五ドル)、アメリカにおける外国郵便物の増加状況 (一八五一―一八七一年) などの資料を提出した。¹⁷⁾

十月十二日 (和暦九月十日)、副島は「ブレヤンヨリノ書面ノ趣ハ至極宜カラン」とし、デ・ロングは「米ノ方極リ候テ夫ヨリ英ナリ仏ナリヘ約定被成候ヘハ事故致シヨク候」と述べた。十月十五日 (和暦九月十三日)、副島は「郵便ノ一件ハ好キ見込ニ可有之明日参朝評決可致候」¹⁸⁾ と、デ・ロングに伝えたのである。

七三年一月十八日、大蔵大輔井上馨は、「外国郵便御施行伺」¹⁹⁾ のなかで、つぎのように記している。

外交開ケ既ニ外人之来住ヲ許スモ、其郷信ヨリ事業ニ就テ諸州ニ

送ル郵便物ヲ我ヨリ達スル道ヲ通セス、我国公私ノ信書スラ、横浜等ニ設ケ在ル英米仏ノ郵便局ニ依頼シテ彼ノ切手ヲ買ヒ彼ニ税ヲ納テ僅ニ之ヲ達スルノミ、殊ニ彼ヨリ局ヲ設ケ其職員ヲ派出シテ我ガ収ムヘキ一種ノ税ヲ我ガ境内ニ於テ領収セシム、畜ニ交際普通ノ條理ニ戻レルノミナラス、実ニ独立国体ノ一大典ヲ欠キ容易ナラサル次第²⁰⁾

もとより主目的は税収ではない。大蔵大輔井上馨は、国際郵便の手段を欠いている現状について、現状は独立国としての要件を欠くとし、郵便交換条約の締結は、「早晚不可不開……：……実ニ即今可開ノ機会」であり、「交際普通ノ条理ヲ保存シ且国典ノ闕ヲ恢補スルノ一挙ニ候」として、条約草案、在日外国郵便局の年間切手代金額、外国郵便経費総計の概算などを付して正式に正院に上申したのである。²¹⁾

添付された外国郵便局の年間切手代合計概算 (表1、ブライアン作成) によれば、本来は日本の税収になるはずの在日外国郵便局の年間国際郵便収入は八・六五万ドルで、内訳は表の通り

表1 外国郵便局の年間切手代合計 (単位：ドル)

	横 浜	神 戸	長 崎	計
アメリカ	41,000	3,600	5,300	49,900
イギリス	19,000	1,450	55	20,505
フランス	16,000	17	65	16,082
計	76,000	5,067	5,420	86,487

(出典) 「外国郵便御施行伺」 (『公文録・明治六年・第百十一卷・明治六年二月・大蔵省伺』、国立公文書館所蔵、公00843100)

である。⁽²²⁾ アメリカ局が六割弱を占め、イギリスやフランス局を大きく上回っているが、これはヨーロッパ向け郵便が英仏のアジア經由便より太平洋・アメリカ經由便のほうが速達され、郵便料金も割安であったため、アメリカ經由便が利用されたのである。⁽²³⁾ 後述するように日米郵便交換条約発効後、日本はこのルートを利用してヨーロッパ向け郵便輸送が可能になる。

二月二日、史官は外務卿に意見を求め、四日に副島は異存なしと返答したため、⁽²⁴⁾ 八日、正院は何を許可し、外務省に対して、条約締結について大蔵省と打ち合わせの上アメリカ公使との談判に入ることを達した。⁽²⁵⁾

二月十一日、デ・ロングも、草案は英米間の条約と同一で「至極至当」であるとし、

外国と郵便交換の法を設立するは各国普通の政權なれば……今日此券（ママ）あるは文明の域に進歩し西国に行はる、完全なる政體の如くなるべきの証にして、我政府に於ても必ず日本政府の此盛挙あるを満悦可致⁽²⁶⁾

と評価した。さらに

両国間の和親条約改正の時は、郵便の条約も更に改めざるを得ざるの時宜に可至と存候間、此条約も同時同場所において改正すへきものに致置候方可然と存候⁽²⁷⁾

と条約改正と連動する条約であるとしたのである。

アメリカ政府との交渉を進めるため、二月十四日大蔵省はブライアンを月四五〇円で雇い入れてアメリカに派遣、二月二十二日に駐米代理公使森有礼に全権を付与し、六月より高木三郎臨時代理を全権としてアメリカで交渉が開始され、八月六日に調印された。全権は七月十九日に矢野次郎に交代したが、連絡が間に合わなかったのか署名は高木が行った。その後修正が加えられ、批准書の交換は翌一八七四年四月十八日であった。七月十五日には、実施手続きを定めた日米郵便交換条約細目規則が調印された。

日米郵便交換条約の発効を十日後に控えた一八七四年十二月二十二日、内務省は、

是迄欠典ニ付シ候我独立国ノ權利モ、此日ヨリ其一部ヲ挽回候儀ニ有之、然ルニ英仏政府ノ如キハ、我米國トノ交換御条約施行ニ就テ我事務運用ノ巧拙ヲ証シ候後可及協議旨返答ノ趣モ有之、旁以最初ヨリ御不体裁無之様苦慮罷在、漸ク法方順序整肅ノ目的ニ有之へバ、此挙國權欠典恢復スヘキ深密ノ場合ト存候⁽²⁸⁾

との伺いを提出し、国権発揚の絶好の機会であると強調した。

政府は、条約実施にあたってアメリカの太平洋郵船会社との間に、サンフランシスコ・横浜間、横浜・上海間、横浜・函館間における郵便通送契約を締結した。条約上は無賃であったが、アメリカ政府と同社との契約変更のため月二回の定期輸送のうち一回は無賃、もう一回は有賃となった。また開設された西東洋汽船会社には通常運賃輸送で

搭載した。³⁰⁾

条約上は「同基対等」とはいえ、日本が海外定期航路を保有しないため、条約締結後も郵便輸送についてはアメリカに依存せざるを得ないという「実に鉄面皮」³⁰⁾な条約であったが、七五年二月に開設された郵便汽船三菱会社の横浜・上海線では上海アメリカ郵便局の発出郵便はすべて無賃搭載とし、「少シク米國政府へ返謝スルノ意」³¹⁾を表した。さらに後述するように、七五年九月に三菱会社が太平洋郵船の上海航路を買収した後は、上海アメリカ郵便局の取扱郵便は三菱会社が搭載することとなり、のちの万国郵便連合加入の根拠となるのである。

条約は、七五年一月一日に発効し、在日アメリカ郵便局は廃止されて対米郵便事務は日本側の手に移った。同日、スペインを除くすべての列国公使を招待して横浜郵便局における外国郵便の開業式が、盛大に挙行された。³²⁾

条約は、日米間の通信の円滑化を実現しただけでなく、追加料金で世界各地への郵便輸送を可能にした。日本は英仏との郵便交換条約はまだ締結していなかったが、アメリカを通じてヨーロッパへの国際郵便輸送が可能となったのである。³³⁾ またアメリカ郵便局が廃止されたため、このアメリカ経由ヨーロッパ向け郵便も日本局が扱うこととなり、国際的な情報交換システムの一翼を担うこととなったのである（表2-1、表2-2を参照）。

2. イギリスとの交渉

郵便交換条約に対するイギリスの姿勢

日米条約の締結を受けて、日本はイギリス、フランスとも同様の条約を締結して同時に施行することを意図し、³⁴⁾ 日米条約締結直後の七三年九月ブライアンをヨーロッパに派遣し、フランス、ついでドイツ、イギリスとの協議に入ることとした。

これと並行して、前島は上野景範外務少輔とともにパークス (Harry Smith Parks) を訪問して、イギリスと郵便交換条約の締結交渉を開始することを告げ、本国から諮問があったら「否議を容れないで、好意で取扱つてくれ」³⁵⁾と依頼した。しかし「公使は頗る不満の顔付で、自分はまだ日本の郵便はどんな者であるか、どう言ふ法律があるか、其役人はどんな学識経験があるか少しも知らない。併し日本の役人が外国郵便物を掌るべき技倆がない事は分らぬでもない」とし、「無礼の言葉すら交えて」³⁶⁾前島の申し入れを拒絶したという。

前島は、イギリス政府がパークスの報告を基に条約締結に関する決定を行うと推測した。³⁷⁾ 推測通りパークスが否定的見解を本国に送ったことについて、ブライアンは七四年二月十二日付の前島宛申牒において、アメリカ公使デ・ロングの情報としてつぎのように記している。

日本在留の米国公使デロンク氏より近頃両度書簡を以、英国公使ハルリーパークス皇米郵便交換条約の事に付本国政府へ故障申

表2-1 外国郵便発信数の推移（単位：通）

	アメリカ向		アメリカ經由諸国向		上 海 向		朝 鮮 向		香 港 向		香港經由諸国向け		フリンデン向		総 計		
	書 状	新聞等	書 状	新聞等	書 状	新聞等	書 状	新聞等	書 状	新聞等	書 状	新聞等	書 状	新聞等	書 状	新聞等	
1875前期	14,423	13,003	16,549	15,787	13,213	5,849									44,185	34,639	78,824
1875後～1876前	36,623	26,484	41,472	32,311	31,740	14,244									109,835	73,039	182,874
1876後～1877前	58,659	47,359	53,197	33,998	30,417	11,693	252								142,525	93,050	235,575
1877後～1878前	66,940	54,811	51,329	26,032	34,478	14,959	1,027	1,428	1,230	3,417	2,180	80			158,699	99,212	257,911
1878後～1879前	73,169	56,208	56,073	28,920	32,699	14,792	2,205	3,117	1,630	6,920	7,687	1,484	547		158,699	109,784	285,451
1879後～1880前	129,348	81,792			34,400	14,831	7,319	48,428	25,810						219,495	122,433	341,928
1880後～1881前	160,156	90,383			34,635	15,170	16,109	3,732	74,260	30,347					285,160	139,632	424,792
1881後～1882前	158,826	102,193			33,771	13,853	16,500	8,316	65,771	29,763					274,868	154,125	428,993

表2-2 外国郵便受信数の推移（単位：通）

	アメリカ発		アメリカ經由諸国発		上 海 発		朝 鮮 発		香 港 発		フランス郵便局		総 計		
	書 状	新聞等	書 状	新聞等	書 状	新聞等	書 状	新聞等	書 状	新聞等	書 状	新聞等	書 状	新聞等	
1875前期	12,062	32,605	655	0	13,395	13,220							26,112	45,825	71,937
1875後～1876前	29,334	73,493	2,589	0	37,305	19,930							69,228	93,423	162,651
1876後～1877前	35,263	97,304	3,742	0	31,169	17,553	160						70,334	114,857	185,191
1877後～1878前	46,020	102,813	3,331	0	34,700	19,842	548						88,506	127,146	215,652
1878後～1879前	56,005	83,126	3,292	0	36,990	21,425	2,732						105,750	113,563	219,313
1879後～1880前	80,833	115,474			44,191	29,807	6,758						195,750	242,433	438,183
1880後～1881前	94,159	141,136			46,719	33,197	11,916	599	116,910	156,093			269,704	331,025	600,729
1881後～1882前	107,894	154,937			36,570	20,334	13,255	1,190	133,309	155,706			291,028	332,167	623,195

（出典）「駅通局年報」第四次～第十一次（郵政省『郵政百年史資料』9、吉川弘文館、1968）

（注）1. 書状は信書・書留・葉書の合計、新聞等は新聞・書籍見本・書留の合計

- 1879後～1880前期より、上・海・朝鮮の日本郵便局の扱数が発受信に二重に計上されているので、除外した
- 1879後以降のアメリカ向・発はサンフランシスコ向・発に変更し、アメリカ經由諸国向・発を合算
- 1879後以降の香港向は香港經由諸国向・フリンデン向を合算、フランス郵便局発は同局廃止により香港に合算
- 朝鮮には、1876年11月10日に釜山、1880年4月14日に元山、1883年12月16日に仁川に郵便局を設置

越し候趣申来り候、若し此事相違無之候ときは英国政府に於て其全権公使の勧めを採用するは必然に候条、皇英の条約は実に無覚束候⁽³⁸⁾

当時のイギリスは一八七四年二月十七日にグラッドストーン (William Ewart Gladstone) 内閣が辞職して第二次デイズレーリ (Benjamin Disraeli) 内閣が成立するという政権交代期にあり、外相もグランヴィル (2nd Earl Granville) からダービー (Earl of Derby) に代わった。駐英臨時代理公使本野盛享は、三月二日にダービーと面会し、パークスとの交渉の趣旨で、郵便交換条約について会談した。この時ダービーは、「素より両国交際上不可欠要件、殊に商業の進歩を加候義に付更に異存無之候へ共、駅通頭責任の義に候間篤と協議の上ならねは確答難致、依て郵便組立の条目詳細相認公書を以て申越呉候」と好意的な反応を示している⁽³⁹⁾。

しかし四月中は回答がなく、五月に入ると状況は一変した。

五月五日、本野は寺島外務卿に宛てて、「郵便交換一件今以談判相運ひ不申、先般申上候通りパークスよりの密報并肥前擾乱の一条大に妨碍相成候と被存苦心罷在候⁽⁴⁰⁾」と、交渉が進展しないのはパークスの否定的な見解と佐賀の乱が原因である、と送信した。さらに本野は、日本の郵便事情に関する三月十日付の『ジャパン・ヘラルド』の次の記事がロンドンの諸新聞に伝播しており、「大ニ故障ノ一端」となっているとしてゐる。

切手ノ粗ナルコトハ実ニ欧米役所ヨリ発行スル切手ト比較スル事能ハザルホドナリ……之ニ加ルニ書翰或ハ新聞紙ノ紛失スルノ害アリ⁽⁴¹⁾

ダービーとマーシャル — 条約改正への足がかり

日本はイギリスの状況を探るため、パリのフランス公使館のお雇い外国人であるフレデリック・マルシャル (Frederick Marshall) を出張させて、新外相ダービーとの交渉を試みた。しかしダービーの回答は、以下の四項であった⁽⁴²⁾。

- 第一 外務省ノ説ニ方今日本国ノ進歩ハ有名無実ナリ、則チ其進歩ハ只其外貌ニ限り其氣質意向心思ニ及バス、故ニ西方諸国ト同地位ニ置キ以テ之ニ接スル事能ハズ
- 第二 信書局ノ長官ハ、日本ト郵便交換条約ノ主意ニ抗論セリ
- 第三 日本国ニ於テ領事裁判ノ権ハ、方今之ヲ廢スル能ハズ
- 第四 運上所得税目ハ改正セザルヘカラサルカ如シ、恐ク尽ク之ヲ変改スヘシ

郵便交換条約の拒否だけでなく、条約改正の可能性についても否定したのである。本野は「同人私ノ会話ニ付其御含ニテ御一覽可被下候⁽⁴³⁾」としているが、イギリスが態度を一変させたことは明白であった。日本の文明化に否定的であったパークスの意見に沿ったのであろう⁽⁴⁴⁾。

これに対して、五月六日、マルシャルはダービーに対し、私信の形

で日本の立場を踏み込んで説明した。⁶⁵

それによれば、内地開放を求めるヨーロッパ諸国と治外法権の撤廃を条件とする日本との対立が膠着状態に陥っているなかで、アメリカだけは日本の姿勢に全面的に賛同するという異なる対応を示しており、その結果以前失った日本に対する影響力を急速に回復している、と指摘し、とくに日本は国家としての尊厳と独立を回復する手段として、郵便条約の締結を求めているが、郵便交換条約は、1. 在日郵便局を廃止すること、2. 日本の在外公館を通じた外交交渉を成功させることにより、列強の在日外交団を経由しない外交ルートを確認すること、の2点において、日本の国権回復に寄与すると考えられている。アメリカが応じた条約締結に英仏が応ずることが、アメリカの対日影響力の増大を阻止することになるとして、つぎのように提案している。

もし、郵便条約と関税自主権の交渉が順調に進展すれば、日本政府は過酷な領事裁判権の問題を解決することを一時的に延期することを甘んじてうけるでしょう。

日本に対してつぎのように率直に言うことは不可能なことではないでしょう。「我々は直ちに領事裁判権を全て削除することは出来ない、この問題に関する我々の置かれている立場は実に複雑で、利害関係は煩瑣で込み入っています。しかし、我々にはこの問題を永続させる理由はありません。この問題が日本にとつて相応しくなく、現在そうなっているに過ぎず恒常的な制度として維持し

ようと云っているのではないことは認めています。現在貴国が準備を進めている新法典が完成し、裁判制度が整えば、領事裁判権廃止に向けた第一歩として混合裁判制を採用することを受入れるでしょう。我々は貴国と直ちにこの制度の協議に入る用意があります」と。

もし英仏両国がこうした姿勢をとるならば、アメリカの対日影響力は消失することになるでしょう。

この提案のポイントは、条約改正とからめて郵便交換条約の締結を引き出そうとしていることにある。日本は、郵便交換条約の締結は文明国の証明であり、条約改正に匹敵する重要性があると捉えていたのである。とくに後年の条約改正交渉で大問題となる混合裁判制の導入を日本側から提案した点で興味深い。⁶⁶

しかし、五月二十六日、ダービーは郵便交換条約について本野に宛てて以下の手記を送り、改めて締結に否定的な姿勢を明確にしたのである。

我皇帝陛下の政府に於て熟考を遂げ、尚右事件に付て外関係の各国とも打合候処、既ニ合衆国トハ貴翰御来示ノ條款案同様ノ振合ニテ郵便定約取結相成候趣、我政府ニ於テ致承知候、就テハ右ノ定約実地施行ノ場合ニ至リ日本郵便局工依頼ノ信書度如斯安全ニ来著候哉、其辺ノ実証相顕レ候迄ハ当国ト日本国トノ郵便通信ハ従来ノ法方ニテ別ニ相改不申候トモ可然、我政府ノ見込ニ有之候⁶⁷

イギリスは、治外法権の撤廃には応じず、郵便条約についても否定的な姿勢を示した。ましてや条約改正交渉への展望は開けなかったのである。二年前の岩倉使節団に対するグラッドストーン内閣とはかなり異なる態度であるが、この外交姿勢の不連続は、前述したように、イギリスの政権交代によるものと思われる。

前任のグランヴィルは一八七二年十一月に岩倉具視と会見した時、本国外務省が日本の実情を全く理解しておらず、両国の意思疎通がでなかつたことで、パークスに対して強い不信感を抱き、パークスの提案は受け付けない、として、つぎのように言明している。

日本において討論討議が終わり、貴殿が何か明確な提案を出すことが来たら、私は時を移さず直ちに貴殿に対し最終訓令を発することになる。その間に、少しでも提案らしきことをすれば、貴殿に迷惑がふりかかるだけである。⁽⁴⁸⁾

しかし、政権交代によりパークスの強硬方針が復活し、デイズレーリ内閣の対日政策は以前の強硬路線に回帰したのである。⁽⁴⁹⁾

ちなみにイギリスは、この時期の日英関係は、幕末以来最も危機的な状況にあると認識していた。イギリスは、七四年四月八日のサトウの日本人従者の逮捕事件および五月六日の日本官憲の公使館立ち入りと日本人官員の執務妨害事件を重視していた。⁽⁵⁰⁾ イギリス外務省は「従来日本において外国人が享受していた権利の縮小や自由の障害が顕著になるような場合、日本政府は大英帝国との友好を期待してはいけな

い」⁽⁵¹⁾との警告を発した。一八七四年九月十五日、パークスは日本政府にこれを伝達したことを報告し、日本の反英的姿勢の強さについて、本国に報告している。

私は日本外務卿に対して、現政府がとっている非友好的な態度により、本国では好意的ではない意見が惹起されており、強い不満を表明しなければならぬことは苦痛である、と申し入れました。⁽⁵²⁾最後に、フランスとドイツとの交渉について触れておきたい。

フランスとの交渉は、当初フランス側も積極的であつたが、一八七四年二月十二日にブライアンは前島に宛てて、フランスはアメリカとの郵便交換条約が七三年十一月にアメリカの同意を得てフランスの承認を待つまでに至っていたが、アメリカが調印を拒否したため、条約の成立が見通せず、日本との交渉は延期せざるを得ない、との申牒を送ってきた。⁽⁵³⁾その後米仏条約は成立したものの、フランスの姿勢は一変した。十一月十八日、駐仏公使鮫島尚信は、日仏条約が不成立となつたとして、つぎのように寺島に報告している。

御国（日本―筆者注）郵便方法等全く不信用と相見申候、乍去表向は英国と同意の名義を仮り右回答相成候儀と存候……英国政府及び日本在留の公使等へも度々問合相成候様承及候末到底今般の回答趣旨に相決候段残懷不少被存候。⁽⁵⁴⁾

フランスは当初は基本的に同意していたのだが、イギリスの強硬姿勢を受け、結局イギリスに同調したのである。

またドイツは条約締結に好意的であったが、「皇独両国間に未だ定期航路の船路も無之故に仮令締約相成候共之を実施するの手段無之」⁽⁵⁵⁾、実効性がないとして実現に至らなかった。

結局、交渉はすべて不成立に終わった。このため、アメリカ郵便局廃止後も、英仏の郵便局は依然として残ったのである。

3. 国際郵便輸送をめぐる日英関係

上海航路の開設と上海郵便局の設置

日米郵便交換条約は、条約発効後も国際郵便輸送についてはアメリカに全面的に依存するという一方的なものであったが、七五年二月に郵便汽船三菱会社が横浜・上海線を開設し、同航路を運航していたアメリカの太平洋郵船との競争の末、十月に同社の横浜・上海線を汽船四隻とともに七八万ドルで買収し、中国向け郵便輸送の委任を受けたことよって、片務性は改善された。

八か月におよぶ三菱と太平洋郵船との競争は、激しい運賃引下げ競争をとまなう激烈な競争であり、三菱の成立期における危機として特筆されるが、そもそも、欧米船の定期航路においてみたように、定期航路経営と郵便輸送は密接な関係を有しており、三菱による上海航路の開路理由として大隈大藏卿が挙げたのも、上海への「公便」輸送の確保であった。政府は上海航路維持のため年額二十万円の補助金を三菱に交付し、さらに太平洋郵船の買収資金として八十万円を貸し下げ

ている。⁽⁵⁶⁾ 上海航路の開設は、企業間競争のみならず国家の外交的戦略上においても重要な意味を有していたのである。

これについて、大久保利通は一八七五年九月二十二日の三条宛何のなかでこう記している。

為ニ海運ノ実興スベキ基ヲ建ツベク、依テ物産工業ノ増殖ヲ媒スベク或ハ米穀偏滞ノ患ヲ除キ（地祖改正ノ後ハ最モ肝要ノ件ナルベシ）日支貿易増進ノ介ヲ成シ、又此兩國間郵便專占ノ權ヲ領シ（此事小ナルガ如クナレドモ國譽ニ係ル甚タ大ニシテ且是ヨリ收ム

ル利益モ亦尠カラザルベシ）、且其機會ニ際会シテハ沿海航路運防護ノ法ヲ施スベキ実勢ヲ現ニ占メ得ル大利益モ亦随テ茲ニ生スベシ⁽⁵⁷⁾

繼承した国際郵便輸送が「国誉」にかかわる重要な事象であり、日本の国権の回復に寄与すると指摘している。日本が海外定期航路を保有し、国際郵便輸送を継続して経営する力があると証明することは、郵便交換条約を締結する根拠となるのであった。

太平洋郵船に対する郵便補助契約が継続中であったため、買収汽船四隻のうちネバダ号のみは三菱への備船の形をとり、暫定的にアメリカ船籍を残している。⁽⁵⁸⁾ しかし、それも太平洋郵船に対する航路補助契約の終了により、七七年一月二十四日に三菱に譲渡された。

上海から日本向けの郵便輸送については、一八七五年十月二十四日、内務卿大久保利通は上海郵便局の設置を求める次の何を三条実美に上申した。

是迄上海ヨリ長崎首横浜等へ差立候郵便ハ上海出張米國郵便局ニテ之ヲ掌リ、太平洋郵便会社ノ船ヲ以コレヲ運漕候儀ニ有之候処、今般右船々ハ三菱会社へ買入結約相成候ニ付テハ、約定期限中子バタ号ヲ除キ右郵便局ハ其郵便ヲ運漕スヘキ当然ノ船々無之ニ至リ、又吾政府ニ於テハ其当然ノ船ヲ互地ニ定期運航セシメ候上ハ、互地往復ノ郵便ヲ統轄致シ候儀ハ至当ノ道理ニ有之候間、上海ニ於テ吾郵便局ヲ御設立右定期運航船ヲ以運送スル所ノ郵便ヲ管掌為致度⁽⁸⁰⁾

伺は直ちに聞き届けられ、十月二十九日、外務省に対して品川忠道領事へ上海郵便局総轄兼務が命ぜられ、即日品川に達せられた⁽⁸¹⁾。上海郵便局は一八七六年四月十五日、上海総領事館内に開設された。

イギリスの対抗措置

これに対してイギリスは、翌七六年二月、東洋における最大の定期航路企業であるP&Oに、横浜・上海線を開設させ、三菱との競争が惹起された。日本側の郵便汽船三菱会社はこの競争を「非常事態」として、社長の月給を半減、幹部社員のみ月給の三分の一を減ずるなどの経費節減策を講じ、P&Oとの競争に社運を賭けた競争を挑んだとされてゐる⁽⁸²⁾。

しかし、競争に敗れて航路から撤退することは、三菱だけの問題に止まらなかつた。国際的郵便網参加の足掛かりを失う事であり、ひい

ては日本の近代化への評価が低下することにつながるのである。P&Oと日本政府の仲介役であったバチエルダー(J. M. Barchelder)は、七六年二月二十四日の大隈宛て書簡でこう述べている⁽⁸³⁾。

英国郵船の横浜上海の間に航通する間は迎も貴国政府は英国をして……日本との郵便条約を結ぶを肯ぜしむるあたはず、又英国郵船と頡頏する間は貴国郵船は決して日本沿海貿易を占むるを得ず、且つ条約改正に於て日本海の航権を握るあたはず(是れ日本に属すべきの権にして米国を除き未だ他の諸国には許されざるもの)、況んや彼の「エキステルトリアリター」に於て其要すべきの進歩をなすを得べけんや

若し閣下は余の陳述する所に随ひ、僅に式十四万弗を以て此英国郵船「彼阿」会社上海の支線を購買せば、欧州との郵便条約を締結する為めの障礙を除去するあらん

如斯なせば貴国の旧約条面に於て日本の付与せられたる「エキステルトリトリアリター」の全権を復し条約改正を踐行し、併せて条約諸港との間に内海航通の権を取戻す事を得べし、然る上に輸入税を改定して其製造品を保護するあるべし、左すれば日本人民は諸般の国民中であつて一層通商と政治上との最大基本を占むるべし

バチエルダーは、P&Oが航路を維持する限り、郵便交換条約も締結できず、沿岸航海権も確保できず、条約改正も進展しない、とし、二

十四万ドルで上海支線を就航汽船とともに購入すれば、懸案の日英郵便交換条約の締結と「内海航路ノ権」を確保出来るとしている。

しかし逆に言えば、P&Oが上海航路を維持することは、次の二点において日本の国権回復の障害となる、と牽制しているのである。第一は、イギリスは同航路の継続中は郵便交換条約の交渉に 응ぜず、郵便事業を通じた国権回復が進展しないこと、第二は、日本沿岸航路での活動を許すことにより、一旦外国船の駆逐に成功した沿岸航路がふたたび侵害されることである。

つまり、P&Oの横浜・上海線の買収が、郵便交換条約の締結および条約改正への条件である、と主張することで、P&O社の上海航路の継続中はイギリスは日本との郵便交換条約の交渉に 応ずることはなく、郵便事業を通じた国権回復を実現させないことを暗に主張したのである。

ボアソナードは、条約改正交渉に関する意見書のなかで「独立不羈ナル邦国ノ主権ニ付属セル五個ノ重立チタル標章」として、関税自主権、治外法権の廃止等と並んで、自国船が専有すべき沿岸航海の権利を挙げている。⁽⁶³⁾つまり、P&Oの参入は沿岸航海の権利を脅かし、条約改正の根柢を薄弱化するものであった。

P&Oは七六年二月二十六日、オリッサ号の横浜出港を皮切りに、二月から七月に横浜・上海間航路に配船し、三菱との競争が惹起された。日本側の郵便汽船三菱会社は競争を「非常事態」として、P&Oとの競

争に社運を賭けた競争を挑んだとされている。

日本政府が、上海航路維持のため講じた対策として注目すべきは、船客取扱上における外国船に対する差別措置である。三月十八日に制定された外国船乗組規則の狙いは、外国船乗船に煩雑な手続きを課することによって、日本人旅行者の外国船乗組みを阻止するところにあった。外国船乗組規則の効果は大きく、P&Oは「最早旅客ヲ集ル事能ハサル」⁽⁶⁴⁾状況となった。

この措置は外交問題に発展した。三月二十日、寺島との対話の中でパークスは「右規則ハ日本人ヲシテ外国船ニ乗り航行セシメザル為メニ取設ケラレシナラン」⁽⁶⁵⁾と抗議した。これに対して寺島外務卿は、「犯罪人航路逃亡」取締りが目的であると釈明し、さらに同二十五日には、乗組阻止のためならば「又外ニ可成次第も可有事」と説明している。

しかし、パークスは四月十八日に「今日に至り日本人の外船に乗者無之様相成候」として、強硬に規則の廃止を申入れたため、四月二十九日、日本側は、規則の目的は手続きの強制であり収納ではないとして当初二十五銭⁽⁶⁶⁾だった手数料を十銭に引下げた。

パークスはなお抗議を続けたが、寺島は「外国船我国船同様我管轄に属し候様相成候へは、右様別種の規則を設立候に不及事に可有之」⁽⁶⁷⁾として、最終的につっぱねているが、パークスは、七月三十一日には、P&Oの航路撤退は外国船乗込規則による損害のためであると口を極めて抗議している。⁽⁶⁸⁾

結局この競争は短期間で収束し、P&Oは七六年七月に航路から撤退し、三菱は航権を保持することに成功した。イギリスの牽制策は奏功しなかったのである。

4. 万国郵便連合加盟

二国間条約から多国間条約へ

以上見てきたように、二国間条約の締結について、英仏が郵便交換条約を締結して郵便業務を日本に引き渡すことには消極的であり、事態は頓挫した。

事態の打開を図る駐英公使上野景範は、マルシャルと相談の上郵便交換条約の草案を起草し、一八七五年二月二日、関係国の駐在公使へ回覧した。上野は駐独公使青木に対し、次のように書き送っている。

仏英両政府は、方今本邦の郵便規則并實際施行未だ完備不致と推考して右交換条約の事を嫌ひ候へとも、右は独立政府の権理を侵し候姿に相当り、且は右事件外国政府え差許候事も曾て無之、勿論定約書中には聊か右等の事記載無之……一日も早く横浜外国郵便局を廃し候様に尽力致候は、我等職分の事と存候⁶⁹

しかし、この草案には、「若し此談判を英政府にて猶更相拒候節は無拠在日本の英国郵便局は六ヶ月を限り閉局すべし⁷⁰」という、「国誉」を重んずるあまりの強硬手段が盛り込まれていた。日米郵便交換条約の発効を受けての姿勢と思われる。トルコが英独仏の抵抗を受けながら

も郵便輸送は自己の国権である、として新令を発した事も一種の追い風と捉えたのかもしれない⁷¹。起草したマルシャルは「聊か差支有之間敷⁷²」としたが、駐英公使代理中野健明は、「六ヶ月には閉局の手数不相運候は、日本政府の威権相立かね候⁷³」との懸念を示している。また青木駐独公使は、「強て英仏の不肯に逆候義は亦無益の『ポリチック』⁷⁴とコメントし、消極的な姿勢を示している。英仏独との交渉を急ぐ政府と、膠着状態に陥った交渉にあたる在欧外交官との間で生じた一時の齟齬と思われる。

しかし、ドイツから前年十月に設立されたばかりの万国郵便連合への加盟を提案されたことを機に、状況は一八七五年四月に大きく変化した。駐独公使青木周蔵は、四月四日にドイツ郵政長官ステファン(Dr. Stephan)と内談した際、二国間条約は「固より無益」で「ベルン』の一般郵便条約え御参入可然」と助言され、これを翌五日に駐英公使上野景範に伝えたのである⁷⁵。

青木は、次のように記している。

現今俄に郵便局廃止の義、各国政府え相迫候は千萬我政府の拙策に帰すへし、就ては不日瑞西「ベルン」府にて一般郵便条約の会盟設立有之、殊に「トルコ」国も同盟致し居候義に付、我政府に於ても先つ右へ加入外国郵便局廃止の事は除々に相諮候方可然旨、独乙国郵便長官ステップハーン氏より内話有之⁷⁶

ステファンは、

英仏の Conservate prention を嫌ひ……百端両国の処行を非放い
たし候、末我政府右一般郵便社え御加入の義は独逸政府にて定て
不同意も有之間敷候、左候は、同政府より先つ合衆国政府え致照
会、尋めて各国の全権を会し可決可否⁽⁷⁷⁾

と説明し、前年十月九日に締結されたばかりの一般郵便条約について
畢竟一般郵便社を致設置候義は、往々万国の郵便規則を可帰一徹⁽⁷⁸⁾
趣意に起候間、御入社の義は到底御勝手の御事⁽⁷⁸⁾

と、加盟を推奨したのである。

青木は、七五年二月の段階では、ドイツとの郵便交換は英仏の仲介
が必要なため、英仏との条約締結の上「尚ほ必需の事情有之候は、」⁽⁷⁹⁾
締結すべきであると進言していたが、ドイツから国際機関への加盟を
推奨されたことで、打開策を見出した。日本は、英仏との二国間条約
の締結を断念し、七四年十月に設立された万国郵便連合への加入を
実現することで、イギリスの反対を打破する戦略に出たのである。

四月八日、青木は寺島に宛てて「万国郵便連合条約に加入せは郵便
交換条約を各国別に締結するの必要なるべき⁽⁸¹⁾」との文書を送り、次の
ように意見を具申している。

愚存にては我政府右条約を各国と各己に御取結被成候義は千万無
要而巳ならず、強て英仏の不肯に逆候義は亦無益の「ポリチック」
と存候間、宜く昨年瑞西国「ベルン」府にて取極相成候一般郵便
社え御加入有之度存候⁽⁸²⁾

この、四月八日の「一般郵便社」すなわち万国郵便連合への加入を
寺島に進言した文書は、五月二十七日に外務省に到着した。

また四月五日に青木から連絡を受けた上野は、四月十二日に青木に
あてて

現今英仏か我開港場え設立有之候郵便局を急に可廢止相迫り候義
は千万我政府の拙策に可帰候間、エジフトトルコの例に倣ひ瑞西
ベルンの一般郵便条約会議え入社致候方可然且我政府右会議へ入
社の儀は独乙政府にては不同意有之間敷旨申候趣御来示の委細致
承知候右に付拙者にも至急同意に有之候⁽⁸³⁾

と書き送り、郵便連合の集会在五月五日に開催されるので、「神速電信
を以⁽⁸⁴⁾」本省へ加入の許可を受けることを提案している。これに対して
青木は四月十四日に、加盟については五月の集会に限らずいつでも委
任全権をがスイス政府に照会すれば問題ない、との回答を送った。四
月二十日、上野は寺島に宛てて、郵便連合への加盟についてはトルコ
とも同調しているので、連合加盟を優先し外国郵便局廃止の件は「除々
に相謀⁽⁸⁵⁾」ること、「全体右事情は未だ政府に於て御承知無之と存候間仮
令電信を以候候とも神速御決議委任の命は下る間敷⁽⁸⁶⁾」ため、ステファ
ンや連合の本部ベルンとの交渉を考え、万国郵便連合への加盟交渉は
青木に全権委任することを寺島に進言した。この文書は六月八日に外
務省に到着した。

七月二十四日、青木の交渉を受けて、駐日ドイツ公使は寺島に郵便

交換条約について会談することを求めてきた。寺島から意見を求められた前島は、八月四日に寺島に宛てて次のように意見を送っている。

右会盟工御加入ノ義ハ国権御振興ノ大一端ニシテ、誠ニ下官ノ職掌上ニ於テハ無此上希望ニ有之候……且上野青木両公使来翰ノ如クナレハ英仏等エ独別御談判ノ煩雜モ無之一挙シテ数国ノ条約モ相整ヒ最好ノ御都合ト奉存候得共……英仏両政府ヨリ吾疆内ニ建設セル郵便局ヲ解鎖不致候テハ御加盟ノ詮モ如何有之哉ト苦慮仕候⁽⁸⁷⁾

前島は、イギリス公使の意見を打診することを提案した。これを受けて、寺島はイギリス公使の周旋があれば「一段の捷徑」としてパークスを諮問したところ、「公使の口氣尙未早の三字を蓄へ居り」との態度であった。

しかし八月十四日、寺島はドイツ臨時代理公使との会談において、「彌加盟の御都合哉」との問いに対し、「先づ其積也⁽⁸⁸⁾」と返答し、一年後の加盟を検討している、と明言したのである。

加盟の実現

一八七六年四月二十日、青木周蔵は、「明年巴里の郵便會議へ加入義最も新なる一案なれば今直ちに瑞西政府へ仲立ちを頼むべしと独乙政府より懇親に忠告せり、至急御執計可被下候⁽⁸⁹⁾」、との電報を外務省に発した。スイスは万国郵便連合の「事務総代理⁽⁹⁰⁾」であった。

これを受けて、五月二十七日、内務省は「一般郵便會盟御加入ノ儀ハ御国ノ体面ニ就テ其光榮ヲ発スヘキ幾多ノ大關係モ有之甚タ希望候一事ニ有之候⁽⁹²⁾」として万国郵便連合への加入を積極的に推進することを主張する伺を提出し、六月五日、太政大臣三条実美はスイス政府への依頼を外務省に指令した⁽⁹³⁾。翌日、寺島外務卿から青木に対し交渉を進める指示が暗号電報で発せられた⁽⁹⁴⁾。交渉は駐独特命全権公使青木周蔵を通じて進められ、ステファンの避暑のため遅延したものの、九月二十七日に加盟の意向が青木から駐独スイス代理公使に伝えられた⁽⁹⁵⁾。

十月二十日、スイス政府「万国郵便総理局」はフランスの属地および英領インドの加入を認可した七六年一月調印の条約に準拠し、日本の加入を認可すべしとの回章を加盟国に送ったのである⁽⁹⁷⁾。

十月二十七日、青木公使は寺島に宛てて、日本の加盟の根拠を質したドイツ政府に対する説明内容を、つぎのように書き送っている。

現今我郵便の事務は豁国一轍の派理に帰し、通信の際畜に他国の轉介を不要而已ならず昨年三菱社の郵便船数艘頻に日本支那海に致往復候以来、現に長崎上海間の通送は殆ど全く日本会社の轉介に属し候間、現今横浜香港の間に致往復候英仏郵船も追て競争の利益無之、終に自己の意を以廢局可致は前途必然の形況に有之候、抑我郵便の事務如此形勢乍有之、犯て他国の郵便局を帝域に差起候ては美国体にも關係有之候云々致主張申候⁽⁹⁸⁾

イギリスは認めなかったにせよ、P&Oとの競争にもかかわらず、上

海航路において三菱が航権を保持したことが、加盟の有力な根拠となっていることが指摘されており、英仏の郵便局の存在意義が消滅して廃止に追い込まれるとの見通しが明確に述べられている。

しかし、日本の加盟は一時疑問視されていた。日本の加盟申請は郵便交換条約を締結しているアメリカに事前に問い合わせられ、アメリカは十月二十七日の回答で加盟に異存はないとしたが料金設定に条件を付けたところ、フランスとスペインから異論が出され、一月三日には「各々考フル所ヲ異ニシテ協同セザルニ於テハ、日本ヲ此連約へ加入候義ハ差当り行ハレザル義ニ有之候⁹⁸⁾」とスイス大統領から駐独スイス公使に連絡が入ったのである。

だがこの問題は、ステファンの非公式の仲裁によりアメリカの了解を得たようで、七七年一月八日、スイス政府はポルトガルの属地一般、イギリスの属地香港とともに日本の連合加盟を加盟各国に照会したのである。青木は一月二十五日に「主トシテ我加盟ノ義ヲ致承引候ハ独逸政府ニテ御座候⁹⁹⁾」と寺島に報告している。申請は所定の六週間以内の二月十九日までに反対者がなかったため、三月三日、駐独スイス公使ア・ロット (A. Roth) より青木公使に対して加入承認の証書が交付され、六月一日の加盟が決定した。しかし通知が遅延したため、一日の実施が困難となり、六月十九日加盟の布告が岩倉具視の名で発せられたのである。翌二十日には、外国郵便税が改定された。

前島は連合加盟について「別に骨もおらないで成功した」、「当然の

結果¹⁰⁰⁾」と回想しているが、実際には紆余曲折を経ての加盟であったのである。

万国郵便連合は、必ずしも国際公法上の「文明国」だけが加入を許される団体ではなく、またこの時期に連合の機能が急速に拡大してヨーロッパ世界を超えて遠隔地への展開を開始したため、日本の加盟も比較的容易に実現したといえるが、その大半はイギリス、フランス、オランダ、スペイン、ポルトガルの植民地であり、欧米・近東（トルコ・エジプト）地域以外で独立国として加盟した国は、日本とブラジル（三月十七日加盟）が初めて、その外交的波及効果は大きかった。多国間条約機構への参加は日本の近代化の国際的認知、という形で、日本の近代化をアピールする根拠となったのである。

七八年六月、予定より半年余遅れてパリで開催された第2回万国郵便会議には三十八か国・植民地の一員として日本も招待されて参加した。委員は駐仏公使鮫島尚信と駅通局顧問サミュエル・ブライアンであった。

二国間協議では解決しなかった難問が、多国間条約網への加入により解決したことは、交渉当事者としてのパークスの地位を大きく減殺することになるのである。

在日英仏郵便局の廃止

加盟決定を受けて、寺島はイギリスとの郵便交換条約の締結へと歩

を進めた。

一八七七年四月六日、内務卿代理前島密は、右大臣岩倉具視に対し従前本邦内ニ設置有之候英仏郵便出張局ノ儀、右両国政府ト更ニ郵便条約修整ノ上 早晚閉鎖不為致候而ハ、一般郵便会盟御加入相成候共、畢竟海外郵便全般ノ事業ヲ総管難致ハ勿論ニ有之候ニ付右両国政府ト同然ノ条約修整ノ義ニ就テハ、既去明治六年中夫々協議御申入相成候次第有之候処、其頃右両国政府於テ異存ノ趣有之終ニ修約不相成在萬今日ニ至リ候得共、現今ニ至リ候テハ敢テ昔日ノ異存ヲ構ヒ候等ノ儀無之ニ付、右両国政府トノ修約ハ唯現時ヲ以テ然リト為スヘキ義ト被存候⁽¹⁰⁾として、ブライアンを両国に派遣し、駐在公使に委任して交渉に入ることを提議した。

六月五日、寺島は青木に宛てて英仏との交渉の見込みを通知し、まづイギリスからすすめることとされたが、難航が予想された。

『「ニューヨーク・タイムズ」』は、一八七七年九月十日の記事で、万国郵便連合への加盟についてのイギリスの反応について、こう報じている。

日本はその努力に対して賞賛の言葉や感謝の言葉をかけてもらうどころか、憎悪の対象になっているようだ。特に、イギリスの日本に対する憎悪は極端で、第三者の目には、イギリスと日本が公然と戦争を行っているように映る。⁽¹¹⁾

前島はブライアンに対し、イギリスとの協議で残された問題は、「同国郵便支局ノ閉鎖ト我郵便物海運ノ都合」の二点である、とした。⁽¹²⁾前島の狙いは、「英国郵便支局ヲ速カニ閉鎖セシメ且横浜香港間又ハ香港或ハ其他ヲ経テ我郵便物海運ノ件ヲ便宜処理スル」ことであつた。

しかし、日本が提案した郵便の無賃輸送について、問題が惹起した。無賃輸送については、前島は上野駐英公使に対して、「突然説出候ハ、甚タ奇怪ニ属シ候様被思召候」としつつも、日本発アメリカ向け郵便については日米郵便交換条約に規定されており、イギリスにとつても負担増も損失増加もなくP&Oに従前の通り輸送すべしとの指令を出すにすぎない、として、その適用を求めた。⁽¹³⁾しかしパークスは郵便物の無賃輸送について「英国政府ハ米ノ如ク無賃運送ヲ不可引受、必ス日本ヨリピアラ会社工幾分ノ助成金ヲ可払入ト要求スルナルヘシ」⁽¹⁴⁾としたのである。

問題はさらに噴出した。

六月二十日、万国郵便連合加盟を受けて、横浜郵便局外国郵便事務総裁代理ファール (L. Fair) は、P&Oのアレキサンドリア以遠ヨーロッパその他へ宛てた郵便物およびフランス郵船で香港海峡植民地インドその他諸国に郵送する郵便物は本日より日本の郵便局で扱う、と広告した。⁽¹⁵⁾

これに対しパークスは、六月二十七日、つぎのような質疑文を送り、同社はイギリス政府の許可なくして日本の郵便を扱えない、と抗議し

てきた。

同会社の代理人に於ては、本国政府より許可無之では貴国の郵便
收領難致儀は閣下容易に御了得可有之と存じ候⁽¹¹⁾

結局ファールは、七月二日にイギリスP&Oについての個所を削除
せざるを得なかった。

結局日本の思惑は実現せず、交渉の焦点は、郵便局廃止の交換条件
としての外交公囊の無検査通関に絞られたのである。

イギリス郵便局の廃止については、上野駐英公使に交渉が委任され、
イギリス本国の外務省との間で進められた。一八七八年七月二十七日、

上野はイギリス政府が郵便局を引き払うことを承諾したとの電報を寺
島に送った。⁽¹²⁾事務引き継ぎにあたっての交渉は外務省とパークス公使

との間で進められた。七九年四月二十二日、パークスは英国郵便局閉
鎖に関する約条案を送付してきた。⁽¹³⁾公信の無検査通関は日本郵便局を

通さず通関するとの約条案に対して、寺島は、公信封囊表面に押され
た印章を確認すれば、両国とも郵便局を経る経ないに拘わらず無検査

通関させる、との修正案を示した。⁽¹⁴⁾十月六日パークスは、本国政府は
「貴国へも同様之便宜許与候事致同意候旨申越候⁽¹⁵⁾」と伝えてきた。パー

クスは交渉の最後まで対等な関係を認めない姿勢を示し続けたのであ
る。

「在日本英国郵便局閉鎖ニ関スル約定」は、十月十日に結約し⁽¹⁶⁾、十二
月三十一日の約条の実施とともに、横浜、神戸、長崎の在日郵便局が

廃止された。⁽¹⁷⁾パークスはなおも、イギリス郵便局の跡地は公用に使用
したいと交渉してきたが、十二月二十八日にイギリス領事より返付き
れ、ベルギー領事館用地として貸与された。⁽¹⁸⁾

フランスは、一八七七年四月に、フランス郵船の搭載便については
在日フランス郵便局を経由することを求めてきた。⁽¹⁹⁾これに対する日本
の反応は分からないが、六月二十日にファールが出した、フランス郵
船で香港海峡植民地インドその他に郵送する郵便物は本日より日本の
郵便局で扱う、との広告は取り消されていないので、フランス郵便局
を経由した日本宛での郵便は一八七七年から一八八〇年まで統計に計
上されている(表2-2参照)ので、取扱業務は継続されていた。

同局の廃止については、一八七九年四月二十四日に寺島は駐日フラ
ンス公使ド・バロアー(R. de Balloy)に対して、在外公館発受の公信
封囊および付属の郵便物に対して「税関ヲ経ス使員ヲシテ直ニ携帯為
致候」ことは、「我国於テハ新タニ特例ヲ開キ候義」として「貴我両国
政府ノ間確ト約束相立置度」と、本国政府への通牒を申し入れた。⁽²⁰⁾ド・
バロアーは五月七日、これは「交際上之特権」でありその趣旨で進め
たいと回答してきた。⁽²¹⁾井上は、七月三日にこの特権を領事館の公信に
も拡張することを申し入れ、これは「貴我互相ノ約」であるとした。⁽²²⁾
一八八〇年二月十四日、フランスは支障なしと同意したため、外務卿
井上馨は二月十六日「協議整頓セシモノト相心得可申候就テハ可成丈
速ニ在横浜貴国郵便局閉鎖ノ御処分有之候様致度」⁽²³⁾と申し入れた。こ

の往復書簡によつて、「公信封裏互相無検査通関議定」が確定し、八〇年三月に、横浜のフランス郵便局も閉鎖されたのである。¹⁸⁾

最後に、以上述べて来た日本の国際郵便事業の進展を、国際郵便の取扱数量及び相手先の点から見ておきたい。

表2-1、2-2によつて、在日アメリカ郵便局が廃止された一八七五年以降における外国郵便の取扱量の推移をみると、統計上の不連続はあるが、いくつかの特徴を見出すことができる。

第一、対米郵便は発受信ともに急速に増加し、一八七五年から一八八一年までに書状の発信は四・四倍、受信は三・二倍に達している。とくにアメリカ向け書状の発信は一八七六年後期以降、アメリカ経由諸国向けを上回り、対米関係の緊密化が窺われる。

第二、一八七五年から一八八〇年の五年間における外国郵便数量は、発信で二・三倍、受信で三・七倍と急増しており、とくに一八七九年のイギリス郵便局の廃止、一八八〇年のフランス郵便局の廃止を機に、区分が発受地別から經由別に変更され、香港の発受信量が増加している。

第三、対英・対仏郵便は、本国をはじめ香港などの勢力圏向けやその他諸国を含め、搭載船便の都合で統計上は香港向け、香港經由諸国向け、プリンデシシ向けとして現れていると考えられるが、いずれも万国郵便連合加盟後の一八七七年後期から現れている。さらに一八七九年後期以降は、区分が発受地別から經由別に変更され、香港向けに

一本化されるとともに、急増している。とくに受信数の増加が著しい。イギリス郵便局、フランス郵便局の廃止の影響とみることができる。

第四、対上海郵便は、一八七五年の郵便輸送開始時には、対アメリカ発受信に匹敵する規模であり、太平洋郵船から郵便輸送を継承した後はさほど停滞的である。その後も上海郵便の増加がみられるが、概して停滞的である。また対朝鮮郵便は、一八七九年後期後に増加を示しており、上海と併せて東アジアへの国際通信網が形成されつつあることが窺われる。

以上、郵便交換条約の発効、万国郵便連合加盟、在日外国郵便局の廃止、などの国際郵便制度の変更により、日本が取り扱う国際郵便料は確実に増加し、世界的郵便ネットワークの一翼を担う責任を果たしていることが証明された、と評価することができる。

おわりに

日本の国際郵便網への参加をめぐる列強の態度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどで大きく異なっていた。それまで、平等条約システムを維持するために、列強は片務的最恵国待遇を利用した協調路線を共有していたが、ここに来て、列強の共通利害は薄れ始め、足並みは乱れ始めたのであった。

条約をめぐって日本に友好的であったのはアメリカとドイツであったが、とくにドイツが自国の利益とは直接関係しない日本の万国郵便

連合への加盟を支援した点は、注目すべきであろう。また、駐独公使の青木周蔵や駐英公使の上野景範らが、特命全権公使として種々の交渉において本国の指令を待たずに積極的に活動したことは、岩倉使節団以降、彼らを特命全権公使として欧米各国に常駐させる政策を採用した効果があがったという事ができる。

日本の文明国化に関する評価において、諸列強の方針が分裂したことで、郵便交換条約をめぐる外交は、堤防の蟻の一穴として、不平等条約システムを瓦解させるきっかけとなったのである。

注

- (1) 国際電気通信連合に次ぐ国際機関であり、一般郵便条約（ベルン条約）により一八七四年十月九日に設立された。設立時は一般郵便連合、一八七八年に改称された。本稿では万国郵便連合で統一表記する。
- (2) 日米郵便交換条約については、通信省『通信事業史』第2巻（一九四〇）、藪内吉彦『日本郵便創業史』（雄山閣、一九七五）、同『日本郵便発達史』（明石書店、二〇〇〇）、篠原宏『外国郵便事始め』（日本郵趣出版、一九八二）、山口修『外国郵便の一世紀』（国際通信文化協会、一九七九）などが言及しているが、列国との交渉過程の解明が不十分で条約の外交史的な位置づけが不明確である。日米間の外交交渉については小川常人『皇米郵便条約の締結について』（『藝林』11-4、一九六〇）が論じているが、万国郵便連合加盟に言及していないので、全体像が不明確である。
- (3) 市島謙吉編『鴻爪痕 前島男爵略歴・郵便創業談』非売品（一九二二）、二九頁
- (4) 『帝国主義下の日本海運—国際競争と対外自立』（山川出版社、一九九
- 五）、『駐屯軍撤退期の国際関係—不平等条約体制の再編をめぐるイギリ

国際郵便ネットワークへの参入をめぐる国際関係

スと日本—」、横浜対外関係史研究会、横浜開港資料館編『横浜英仏駐屯軍と外国人居留地』（東京堂出版、一九九九）、「岩倉使節団と日本外交の転換」、「立正史学」127（二〇二〇）などを参照

- (5) 澤まもる「横浜にあった英・仏・米郵便局」1-5、『郵便史研究』3-7（一九九七-一九九九）を参照。フランス郵便局については松本純一「横浜にあったフランスの郵便局」（原書房、一九九四）、同『フランス横濱郵便局』研究史』1-7、『郵便史研究』39-50（二〇一五-二〇二〇）を参照

(6) 以上前掲拙著『帝国主義下の日本海運』を参照

(7) 前掲『鴻爪痕』、三二頁

(8) 同上、三四頁。一八七三年十一月、寺島外務卿はパークス公使にこう書き送っている。

両国間之郵便交換条約無之ヨリ、横浜其他開港地ハ貴国設置ノ郵便ニ依リ阻絶之患ハ無之候ヘ共、吾国人民貴国ノ郵便税ヲ払ヒ又婦国人民モ吾国ノ郵便税ヲ払フニ路ナク、固ヨリ書留信書之如キハ之ヲ送ルニ全ク術ナク、実ニ交際上ノ一大欠典ト是迄苦心罷在候（『日本外交文書』6、七九九-八〇〇頁）

- (9) 「駒通察第四次年報」（明治八年一-六月）三五丁、郵政省『郵政百年史資料』9、吉川弘文館（一九六八）
- (10) 『法規分類大全』運輸門第二卷、三二頁
- (11) 前掲『鴻爪痕』三三二頁、『法規分類大全』運輸門2、三四頁
- (12) 『鴻爪痕』三三三頁
- (13) 同上、二九頁
- (14) 同上、三五頁
- (15) 『法規分類大全』運輸門5、二三頁
- (16) 同上
- (17) 前掲山口修『外国郵便の一世紀』（国際通信文化協会、一九七九）一六頁では、この時さらに英・米・仏の在日郵便局の開港場別年間切手代概算（表1）、郵便経費総計などの資料も提出したとしているが、出典が記されておらず確認できない。これらは外務省「米國郵便局官員ブリヤン申立ノ儀上陳」（『公文録』明治五年・第七卷・壬申九月-十月・外

- 務省伺」、国立公文書館所蔵、公00630100)には添付されず、翌年一月十八日の「外国郵便御施行伺」(公文録・明治六年・第百十一卷・明治六年二月・大蔵省伺)、国立公文書館所蔵、公00803100)の付属資料に、条約草案とともに添付されている。『法規分類大全』運輸門5、九〜一四頁でも、これらの史料は一八七三年一月大蔵省伺の項目に掲載されている。ただし「外国郵便御施行伺」中の文言ではブライアンの来日時に提出された可能性も否定できないが、本稿では出典に従って記述する。
- (18) 『法規分類大全』運輸門5、一三三頁
- (19) 前掲「外国郵便御施行伺」
- (20) 『法規分類大全』運輸門5、九頁を参照
- (21) 前掲「外国郵便御施行伺」
- (22) 『日本外交文書』6、七六八頁
- (23) 一八七六年には、ロンドン・横浜間の所要日数は西回りサザンプトン經由五十四日、マルセイユ經由四十五日、プリンデイス經由四十四日に對し、東回りサンフランシスコ經由は三十三日であった。前掲拙著『帝國主義下の日本海運』四九頁参照
- (24) 『日本外交文書』6、七六六頁
- (25) 『法規分類大全』運輸門5、九頁
- (26) 『日本外交文書』6、七七一頁
- (27) 同上
- (28) 『法規分類大全』運輸門5、三八頁
- (29) 前掲「駒速寮第四次年報」(明治八年一〜六月)三七〜三八丁
- (30) 前掲「鴻爪痕」、三七頁
- (31) 前掲「駒速寮第四次年報」三八丁
- (32) 同上、三二六丁
- (33) 日米郵便交換条約第六條(『法規分類大全』運輸門5、三〜四頁)、「日本との郵便条約」一八七三年八月七日付『ニューヨーク・タイムス』「外国新聞に見る日本」本編1、毎日コミュニケーションズ、一九八九、六五八頁)によれば封書で2セントの追加であった。
- (34) 『法規分類大全』運輸門5、一八頁
- (35) 前掲「鴻爪痕」、四四頁
- (36) 同上
- (37) 同上、四五頁
- (38) 『日本外交文書』7、七二一頁。『法規分類大全』5、二〇頁
- (39) 『日本外交文書』7、七〇六頁。『法規分類大全』2、二二頁では三月五日となっている。
- (40) 『日本外交文書』7、七二四頁
- (41) 同上、七一四、五頁
- (42) 同上、七一五頁
- (43) 同上、七一四頁
- (44) グランヴィールとパークスの関係については前掲拙稿「岩倉使節団と日本外交の転換」を参照
- (45) F.O.410/1454. May 6.1874. Marshall to Derby. マルシャルについては、横山俊夫「在仏日本公使館雇フレデリック・マーシャル」、『ザ・ヤトイお雇い外国人の総合的研究』思文閣出版(一九八七)、同「フレデリック・マーシャルと鮫島尚信」、『鮫島尚信在欧外交書簡録』思文閣出版(二〇〇二)を参照
- (46) 外務省調査部編纂『日英外交史』上(復刻版クレス出版、一九九二)、一七六頁を参照
- (47) 『日本外交文書』7、七一六頁
- (48) 『パークス伝』平凡社東洋文庫、一九八四、一七三頁
- (49) 前掲拙稿「駐屯軍撤退期の国際関係」を参照
- (50) F.O.46/175. July 17.1874. Derby to Parkes.
- (51) Gordon Daniels, 'Sir Harry Parkes, British Representative in Japan 1865-83', pp.144-5, Curzon Press Ltd, Richmond, Surrey, 1996.
- (52) September 15, 1874. Parkes to Derby. 'British Documents on Foreign Affairs', Part 1, Series E, Volume 1, pp.378-9, University Publications of America, 1989.
- (53) 『日本外交文書』7、七二一頁
- (54) 同上、七三三、四頁
- (55) 『日本外交文書』8、六九三頁
- (56) 前掲拙著『帝國主義下の日本海運』を参照

- (57) 『日本外交文書』 8、七一二頁
- (58) 『日本外交文書』 8、七一四頁。「パシフィック・メール汽船会社の船、郵便汽船三菱会社に移籍」一八七五年十一月十一日付『ジャパンガゼット』（前掲『外国新聞にみる日本』本編2、七七頁）を参照
- (59) 『日本外交文書』 8、七〇九、一〇頁
- (60) 同上、七二五頁
- (61) 前掲拙著『帝国主義下の日本海運』を参照
- (62) 『大隈宛パチエルター書簡』（早稲田大学所蔵大隈文書C88）
- (63) 『日本外交文書』 10、四四頁
- (64) 『日本外交文書』 9、七七六頁
- (65) 同上、七三四頁
- (66) 同上、七五七頁
- (67) 同上、七五八頁
- (68) この間の交渉については、「外国船乗込規則ニ対シ英国公使抗議一件」（『日本外交文書』 9、七三三―八二頁）を参照
- (69) 『日本外交文書』 8、六九六頁
- (70) 同上、六九六頁
- (71) 同上、六八九頁
- (72) 同上、六九六頁
- (73) 同上
- (74) 同上、六九一頁
- (75) 同上、六九七頁
- (76) 同上、六九五頁
- (77) 同上、六九一頁
- (78) 同上
- (79) 同上、六八九頁
- (80) 同上
- (81) 同上、六九〇頁
- (82) 同上、六九一頁
- (83) 同上、六九七、八頁
- (84) 同上、六九八頁

国際郵便ネットワークへの参入をめぐる国際関係

- (85) 同上、六九五頁
- (86) 同上
- (87) 同上、七〇三頁
- (88) 同上、七〇五頁
- (89) 同上、七〇六頁
- (90) 『日本外交文書』 9、八〇三頁
- (91) 同上、八〇二頁
- (92) 『法規分類大全』運輸門5、九四頁
- (93) 『日本外交文書』 9、八〇三頁
- (94) 同上
- (95) 同上、八〇六頁
- (96) 一八七六年一月調印の条約は、「路程遠隔郵便税額も多少増収せざるを得ざるか故」（『法規分類大全』運輸門5、九四頁）に結ばれた。
- (97) 『法規分類大全』運輸門5、九三頁。『日本外交文書』 10、一〇四頁
- (98) 『日本外交文書』 9、八〇五頁
- (99) 『日本外交文書』 10、八〇頁
- (100) 同上、八二―八四頁
- (101) 同上、八一頁
- (102) 六月十六日の内務省何に「本文通知遷延候ヨリ期日通り実施相成カタクハ不得止次第」（『法規分類大全』 5、九三頁）とある。
- (103) 前掲『鴻爪痕』四七頁
- (104) 『法規分類大全』 5、九五頁
- (105) 前掲『外国新聞に見る日本』本編2、一三六頁
- (106) 『日本外交文書』 10、一〇六、一〇九頁
- (107) 同上、一〇八頁
- (108) 同上、一〇七頁
- (109) 同上、一〇七頁
- (110) 同上、一一二頁
- (111) 同上、一一二頁
- (112) 『法規分類大全』 5、八四頁
- (113) 『日本外交文書』 12、一二二頁

- (114) 同上、一二二頁
- (115) 同上、一二三頁
- (116) 同上、一二六、七頁
- (117) 『法規分類大全』 5、八四頁。『日本外交文書』 12、一二四～一二七頁
- (118) 『日本外交文書』 12、一二三頁
- (119) 『日本外交文書』 14、二四二頁
- (120) 同上、二四九頁
- (121) 『日本外交文書』 10、一一五頁
- (122) 『日本外交文書』 13、三五〇頁
- (123) 同上
- (124) 同上
- (125) 同上
- (126) 同上、三四九頁

International Relations Concerning Participation in the International Postal Network: The Japan-U.S. Postal Convention and Membership in the Universal Postal Union

Hidemasa KOKAZE

The purpose of this paper is to clarify the diplomatic negotiation process of Japanese participation in the international postal network, starting with the Japan-U.S. Postal Convention concluded in 1873 on the occasion of the Iwakura Mission's negotiations between Japan and the United States and ending with Japanese accession to the Universal Postal Union in 1877. By doing so, we aim to elucidate part of the process of the restoration of Japan's National Rights after the Iwakura Mission.

The unequal treaty system is an international system that covers the whole of East Asia, which was established in the Mid-19th century. Since unequal treaty was signed between civilized country and semi-civilized country, it was necessary to break away from the semi-civilized country to revise the treaty. The conclusion of the Japan-U.S. Postal Convention was the starting point of Japan becoming a civilized country and regaining her National Rights in the sense that it abolished the foreign post offices of the Western powers that existed in Japanese settlements.

It is well known that Britain and the U.S. had contrasting policies toward Japan, but this difference stems from their different evaluations of Japanese modernization, especially Britain's negative evaluation. It was the diplomatic negotiations over the postal convention that made the difference between the two countries clear. During this period, international postal services were realized, such as establishing the Universal Postal Union and accelerating globalization in communications. However, the attitudes of the great powers toward Japanese participation in the global postal network differed significantly among the U.S., Britain, and Germany. While the U.S. attempted to establish an equal treaty relationship with Japan by concluding the Japan-U.S. Postal Convention, the U.K. rejected Japanese modernization because it was cynical. The British attitude, however, was broken by Japanese accession to the Universal Postal Union with the support of Germany.

Japanese participation in the multilateral treaty organization aimed at developing a global communications network was a step toward appealing to Japanese modernization and negotiating the treaty revisions.

Until then, to maintain the unequal treaty system, the great powers had shared a cooperative line using unilateral Most Favored Nation Treatment, but here the common interests of the powers began to fade, and they began to lose their footing. With the powers divided in their assessment of Japanese civilization, the diplomacy surrounding the Postal Conventions was the catalyst for unravelling the unequal treaty system.